

北海道告示第10687号

建築士法（昭和25年法律第202号）第9条第1項第二号の規定により、次のとおり建築士の免許を取り消した。

令和7年（2025年）4月15日

北海道知事 鈴木 直道

1 (1) 免許の取消しをした年月日

令和7年（2025年）4月10日

(2) 免許の取消しを受けた建築士の氏名

ア 氏名

和田 昭平

イ 二級建築士又は木造建築士の別

二級建築士

ウ 登録番号

第（宗）133号

(3) 免許の取消しの理由

建築士法第9条第1項第二号に該当するため